

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 7月27日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

照屋 大河



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



## 令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 照屋 大河

1 収 入            政務活動費            450,000    円

2 支 出

(単位:円)


項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	22,200	調査旅費
研 修 費		
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	9,224	新聞
事 務 所 費	110,191	事務所賃借料・更新料・光熱費
事 務 費	65,295	事務用品費・通信費・用紙など
人 件 費	288,000	政務調査活動補助
合 計	494,910	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余                            0    円



経費区分 (調査研究費)



領収書 印紙

342089

セルフ奥志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖繩出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 4月 2日 13:29  
**テイヤ タイカ** 様 手  
 現金フリー 00-342089-90001-0001-9

出光ゼアス	P-4	
7.97L @114.0		909円
01200.00		
小計		909円
消費税(外税)等(10.00%)		91円

---

合計	1,000円
(内、消費税等(10.00%))	91円
預り金	1,000円
釣銭	0円



領収書

売上  
株式会社JAおきなわSS  
具志川SS  
沖縄県うるま市豊原761-1  
TEL:098-973-6109 SS:9050101010  
2020/04/06(月)10:16

**テイヤ タイカ** 様  
30-501-010-999999994-010-01  
現金メンバー 手  
区分 11 プレートNo [REDACTED]  
No.1557 P-08  
レギュラーガソリン  
27.27L/L @100.0 ¥2727

外税消費税等 ¥273

合計 ¥3,000



領収書 印紙

342089

セルフ奥志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖繩出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

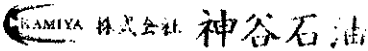
売上 2020年 4月 11日 13:15  
**テイヤ タイカ** 様 手  
 現金フリー 00-342089-90001-0001-9

出光ゼアス	P-7	
25.97L @105.0		2727円
01200.00		
小計		2,727円
消費税(外税)等(10.00%)		273円

---

合計	3,000円
(内、消費税等(10.00%))	273円
預り金	5,000円
釣銭	2,000円

毎度ありがとうございます



領収書

2020年04月16日(木)09:13  
 現金売上 010000 00

**テイヤ タイカ** 様  
 30-1300001-178955-8341-0 001 0  
 30-現金会員  
 車番: [REDACTED]

*レギュラー	N10	21.86L/L (@124.80)	¥2,727
(内ガソリン税 @53.80)			¥1,176
外税消費税等			¥273

---

小計 ¥3,000

---

合計 ¥3,000

納品書 (領収書)

株式会社ユカ  
 モーロ宮里東ss  
 うるま市宮里47  
 TEL:098-974-6636

2020/04/19(日)17:54 2020/04/19

**テイヤ タイカ** 様  
 11-02-00038-0000 47055  
 売上 現金メンバー (自SS)

0520 000020	外
レギュラーガソリン	¥2727
26.74L/L @102 L-1N-1	

外税消費税等 ¥273

---

合計 ¥3,000  
 ※上記にて領収書とさせていただきます



領収書 印紙

342089

セルフ奥志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖繩出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 4月 28日 08:26  
**テイヤ タイカ** 様  
 現金フリー 17-342533-00000-0000

出光ゼアス	P-1	
27.00L @101.0		2727円
01200.00		
(内、会員値引)	-87.0	-189円
(内、プリカ値引)	-82.0	-54円
小計		2,727円
消費税(外税)等(10.00%)		273円

---

合計	3,000円
(内、消費税等(10.00%))	273円

16,000円

経費区分 (調査研究費)

株式会社SSG りゅうせきライフサポート  
 セブンイレブン いい気分

浦添内間1丁目店

納品書 (領収書)

2020年05月14日 14:38

売上  
 テレヤ タイカ 様 M-  
 6-980150-00020-001  
 現金フリー  
 車両番号 実車番  
 0026-00  
 レギュラー P01  
 数量 24.79L  
 単価 (110円) ¥2,727  
 (消費税10%対象 ¥2,727)  
 消費税等 ¥273  
**合計 ¥3,000**  
 お預り ¥10,000  
 お釣り ¥7,000

電子で発行された領収書は、有効です。

株式会社 りゅうせきライフサポート  
 浦添内間1丁目店  
 沖縄県 浦添市内間1-2-1  
 TEL:098-877-0711 SS-980150  
 店舗No 6897-01  
 FAXNo2214-2215  
 099浦添内間店 2020/05/14

納品書 (領収書)

株式会社ユカ  
 モーレ宮里東ss  
 うるま市宮里47  
 TEL:098-974-6636  
 2020/06/01(月)07:38 2020/06/01

テレヤ タイカ 様  
 11-02-00002-0000-0000 47055  
 売上 現金メンバー (自SS)  
 6674 000020 外  
 レギュラーガソリン ¥2727  
 23.72L/L 0115 L-3 N-3  
 外税消費税等 ¥273  
**合計 ¥3,000**  
 ※上記にて領収書とさせていただきます



領収書

売上  
 株式会社JAおきなわSS  
 具志川SS  
 沖縄県うるま市豊原761-1  
 TEL:098-973-6109 SS:9050101010  
 2020/05/20(水)13:35  
 テレヤ タイカ 様  
 現金メンバー 手  
 区分 11 プレートNo. [ ]  
 No.6784 P-05  
 レギュラーガソリン  
 30.30L/L 0106.0 ¥2727  
 外税消費税等 ¥273  
**合計 ¥3,000**



領収書

売上  
 株式会社JAおきなわSS  
 具志川SS  
 沖縄県うるま市豊原761-1  
 TEL:098-973-6109 SS:9050101010  
 2020/05/28(木)09:43  
 テレヤ タイカ 様  
 現金メンバー 手  
 区分 11 プレートNo. [ ]  
 No.1809 P-03  
 レギュラーガソリン  
 17.15L/L 0106.0 ¥1818  
 外税消費税等 ¥182  
**合計 ¥2,000**



領収書

印紙

342089  
**セルフ具志川 SS**  
 TEL 098-973-7500  
**沖縄出光 株式会社**  
 沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
 TEL 098-973-7500

売上 2020年 6月 5日 11:34  
 テレヤ タイカ 様  
 キャリア 17-342533-00000-0000  
 出光ゼアス P-1  
 27.55L 0899.0 2727円  
 01200.00  
 (内、会員優待引 -07.0 -193円)  
 (内、プリカ割引 -02.0 -55円)  
 小計 2,727円  
 消費税 (10.00%) 273円

**合計 3,000円**  
 (内、消費税等(10.00%) 273円)

納品書 (領収書)

株式会社ユカ  
 モーレ宮里東ss  
 うるま市宮里47  
 TEL:098-974-6636  
 2020/06/08(月)18:52 2020/06/08

テレヤ タイカ 様  
 11-02-00002-0000-0000 47055  
 売上 現金メンバー (自SS)  
 0340 000000 外  
 レギュラーガソリン ¥2727  
 24.35L/L 0112 L-1 N-1  
 外税消費税等 ¥273  
**合計 ¥3,000**  
 ※上記にて領収書とさせていただきます

(7,000円)

経費区分 (調査研究費)

納品書 (領収書)

株式会社ユカ  
モーレ宮里東ss  
うるま市宮里47  
TEL:098-974-6636

2020/06/12(金)20:13 12

テルヤ タイカ 様  
11-02-00002-0000 47055  
売上 現金メンバー (自SS)

2157 000020 外  
レギュラーガソリン ¥2727  
23.31L, ①117 L-3N-3

外税消費税等 ¥273

合計 ¥3,000  
※上記にて領収書とさせていただきます



領収書

IDEMITSU

342089

セルフ具志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖縄出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 6月18日 17:48

テルヤ タイカ 様  
キャッシュ 17-342533-00000-0000

出光ゼアス P-1  
26.74L ①102.0 2727円  
01200.00  
(内、会員優待引 -010.0 -268円)  
(内、プリカ優待引 -02.0 -53円)  
小計 2,727円  
消費税(外税)等(10.00%) 273円

合計 3,000円  
(内、消費税等(10.00%) 273円)



領収書

IDEMITSU

342089

セルフ具志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖縄出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 6月11日 19:11

テルヤ タイカ 様  
キャッシュ 17-342533-00000-0000

出光ゼアス P-1  
26.74L ①102.0 2727円  
01200.00  
(内、会員優待引 -010.0 -268円)  
(内、プリカ優待引 -02.0 -53円)  
小計 2,727円  
消費税(外税)等(10.00%) 273円

合計 3,000円  
(内、消費税等(10.00%) 273円)

ENEOS

領収書

産産業グループ  
ブルーボート平良川SS  
沖縄県うるま市平良川 144  
TEL:098-973-3524  
2020/06/24(水)19:14

テルヤ タイカ 様  
30-1968235-999995 1968 8341  
売上 現金プリ 手

レギュラー  
110100 ¥2727  
23.72L ①115.0 L-10N-16

外税消費税10% ¥273

割引適用(010259)  
5円/L, 個 割引 済み

小計 ¥3,000

合計 ¥3,000

(10%対象 ¥3,000)

上記にて領収書とさせていただきます



領収書

IDEMITSU

342089

セルフ具志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖縄出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 6月28日 10:57

テルヤ タイカ 様  
現金フリー 00-342089-90001-0001-9

出光ゼアス P-7  
23.51L ①116.0 2727円  
01200.00  
小計 2,727円  
消費税(外税)等(10.00%) 273円

合計 3,000円  
(内、消費税等(10.00%) 273円)

預り金 3,000円

釣銭 0円



領収書

IDEMITSU

342089

セルフ具志川 SS  
TEL 098-973-7500  
沖縄出光 株式会社  
沖縄県那覇市天久二丁目18番9号  
TEL 098-973-7500

売上 2020年 6月29日 17:10

テルヤ タイカ 様  
現金フリー 00-342089-90001-0001-9

出光ゼアス P-1  
23.51L ①116.0 2727円  
01200.00  
小計 2,727円  
消費税(外税)等(10.00%) 273円

合計 3,000円  
(内、消費税等(10.00%) 273円)

預り金 10,000円

釣銭 7,000円

18,000円

経費区分 (調査研究費)



領収書

印 紙

IDEMITSU

342089

セルフ奥志川 SS

TEL 098-973-7500

沖縄出光 株式会社

沖縄県那覇市天久二丁目18番9号

TEL 098-973-7500

売上 2020年 4月 2日

14:26

デイヤタイカ 様 手

現金フリー 00-342089-90001-0001-9

出光ゼアス P-7

23.92L 0114.0 2727円

01200.00

小計 2,727円

消費税(外税)等(10.00%) 273円

合計 3,000円

(内、消費税等(10.00%) 273円)

預り金 3,000円

釣銭 0円







経費区分 (資料購入費)

2020年4月分 領収証 000031  
赤道17-5 022-003-1-1-005800

照屋大河 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込  
上記金額を領収しました。  
R2年5月27日

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID  
479429

担当者印



印刷日  
2020/04/09

販売店 松本・赤道  
TEL 098-973-1488  
住所 赤道1-7 森屋アパート1F  
店主 稲嶺保

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

・充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)

お問い合わせ番号: 1510-00214252  
領収書 No: 24737890  
2020年4月分 領収書

照屋大河事務所 様

御購読ありがとうございます。合計 3,075円  
(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、領収致しました。  
沖縄タイムス

販売店 赤道・江洲  
(事業者番号 T)  
TEL 989-8730  
店主 仲栄真 淳

印刷日 5/7

2020年5月分 領収証 000030  
赤道17-5 022-003-1-1-005800

照屋大河 様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075

消費税額込  
上記金額を領収しました。  
R2年6月16日

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID  
479429

担当者印



印刷日  
2020/05/15

販売店 松本・赤道  
TEL 098-973-1488  
住所 赤道1-7 森屋アパート1F  
店主 稲嶺保

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

お問い合わせ番号: 1510-00214252  
領収書 No: 24847380  
2020年5月分 領収書

照屋大河事務所 様

御購読ありがとうございます。合計 3,075円  
(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、領収致しました。  
沖縄タイムス

販売店 赤道・江洲  
(事業者番号 T)  
TEL 989-8730  
店主 仲栄真 淳

印刷日 6/4

経費区分 (資料購入費)

2020年6月分  
赤道17-5

領収証

000030  
022-003-1-1-005800

照屋大河

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
			消費税額込

上記金額を領収しました。  
2020年7月26日

琉球新報

※軽減税率対象

読者ID  
479429

担当者印



印刷日  
2020/06/15

販売店 松本・赤道  
TEL 098-973-1488  
住所 赤道1-7 森屋アパート1F  
店主 稲嶺保

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

お問い合わせ番号: 1510-00214252  
領収書 No: 25063292  
2020年6月分 領収書

**照屋大河事務所 様**

御購読 ありがとうございます。	合計	3,075 円
		(内消費税 227)

銘柄	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
※上記の金額を、領収致しました。  
☑ 沖縄タイムス

販売店 赤道・江洲  
(事業者番号 T)  
TEL 989-8730  
店主 仲栄真 淳

領収日  
7/6

・充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)



家賃受領証明書

住所 うるま市赤道17-5  
 物件名 崎間貸店舗・貸間 101  
 入居者名 照屋 大河  
 処理年 2020年4月～6月分

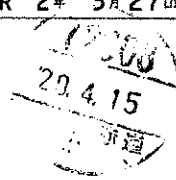
住所 うるま市みどり町4-20-23  
 会社名 有限会社 興志不動産  
 代表者名 知念 富昭  
 電話番号 098-9747485

請求月	賃料	共益費	水道料	駐車料	火災・更新	請求額	入金額	残高	入金日
4月	65,000		2,699			67,699	67,699		03/23
5月	65,000		2,699			67,699	67,699		04/20
6月	65,000		2,699			67,699	67,699		05/20
合計	195,000		8,097			203,097	203,097		

・充当割合 1/2  
 当該事務所は政務活動と後援会事務所と兼用しており、  
 各活動の割合が明確に区分できないため、1/2を充当割合とする  
 ・充当金額 101,548 円

## 経費区分（事務所費）


振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 2年 4月分		3月 6日~ 4月 5日		ご使用量 194 kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
				5 4 6 5
振込先	電気番号 41718-28-1-8 契約種別(裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 496			
ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様 ご使用場所 うるま市字赤道 17-5 崎間事務所 1F ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様				
支払期日 (裏面参照)		R 2年 5月 7日		
金融機関取扱期限日		R 2年 5月 15日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日		R 2年 5月 27日		
料金				
備考				

この受領証は、大切に保管してください。

・充当割合  $\frac{1}{2}$  (政党活動との区別が明確でないため)  
 ・充当金額 440 円  
 (R2. 4/1~4/5)  $5,465 \times 5/31 = 881$

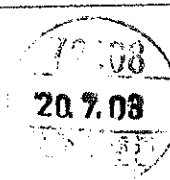
振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 2年 5月分		4月 6日~ 5月 6日		ご使用量 180 kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
				5 0 4 6
振込先	電気番号 41718-28-1-8 契約種別(裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 458			
ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様 ご使用場所 うるま市字赤道 17-5 崎間事務所 1F ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様				
支払期日 (裏面参照)		R 2年 6月 8日		
金融機関取扱期限日		R 2年 6月 18日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日		R 2年 6月 28日		
料金				
備考				

この受領証は、大切に保管してください。

・充当割合  $\frac{1}{2}$  (政党活動との区別が明確でないため)  
 ・充当金額 2523 円


振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 2年 6月分		5月 7日~ 6月 4日		ご使用量 522 kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
				1 5 9 3 0
振込先	電気番号 41718-28-1-8 契約種別(裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 1,448			
ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様 ご使用場所 うるま市字赤道 17-5 崎間事務所 1F ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様				
支払期日 (裏面参照)		R 2年 7月 6日		
金融機関取扱期限日		R 2年 7月 16日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日		R 2年 7月 26日		
料金				
備考				

この受領証は、大切に保管してください。

・充当割合  $\frac{1}{2}$  (政務活動以外での利用もあるため)  
 ・充当金額 2161 円  
 (4・5・7月分の平均  $881 + 5046 + 7039 = 4322$ )

振替払込請求書兼受領証（振込金（兼手数料）受領書）

口座記号 番号	00190	9	950041	加入者名 沖繩電力株式会社
R 2年 7月分		6月 5日~ 7月 5日		ご使用量 287 kWh
金額	億 千 百 十 万 千 百 十 円			
				8 1 2 3
振込先	電気番号 41718-28-1-8 契約種別(裏面参照) 20 消費税等相当額(再掲) 円 738			
ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様 ご使用場所 うるま市字赤道 17-5 崎間事務所 1F ご依頼人住所氏名 照屋 大河 様				
支払期日 (裏面参照)		R 2年 8月 5日		
金融機関取扱期限日		R 2年 8月 14日		
ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニ等取扱期限日		R 2年 8月 25日		
料金				
備考				

この受領証は、大切に保管してください。

・充当割合  $\frac{1}{2}$  (政党活動との区別が明確でないため)  
 ・充当金額 3519 円  
 (R2. 6/5~6/30)  $8,123 \times 26/30 = 7039$

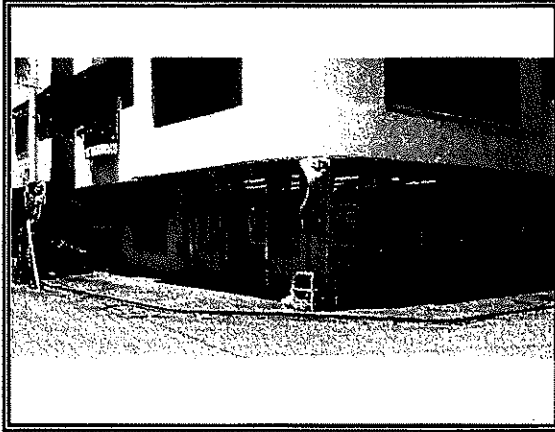
# 事務所費充当状況申告票

議員名 照屋 大河

## 1. 事務所の状況

住所	うるま市赤道17-5 崎間店舗1F
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は、政務活動と後援会活動と兼用しており、各活動の割合が明確に区分できないため、1/2を充当割合とする。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	65,000 円	家賃(月額)	32,500 円
その他	2,699 円	その他	1,349 円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

照屋 大河



# 事務所概要申告票

議員名 照屋 大河


## 1. 物件の所在

住所	うるま市赤道17-5 崎間店舗1F	
電話番号	995-8283	

## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [  ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

照屋 大河



貸借人 氏名



住所





貸主 (以下「貸主」という。)と借主 (以下「借主」という。)は、この契約書により両者に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	山崎間貸店舗		1階部	号室
所在地	沼津市赤道17-5			
用途	店舗用			
種類	鉄骨コンクリートブロック造			
面積	約18坪	約59.5㎡	昭和	平成
付属設備	業務用クレーン、家庭用クレーン			

頭書(2) 事項内容

政治活動拠点

頭書(3) 契約期間

平成24年7月1日から 平成26年6月末日まで(2年間)  
 目的物件の引渡し時期 平成24年6月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 65,000円 (消費税等 11,000円)	管理・共益費	円 (内消費税等 11,000円)	家賃保証料	円	入居者にて
敷金	30,000円 (賃料2ヶ月)	空費保証料	円	附属施設料	円	月額 11,000円 (内消費税等 1,100円)
保証金	11,000円 (賃料1ヶ月)	償却	円			
その他の条件						
貸与する権利の本数	1	借主		本		
賃料等の支払時期 翌月分を前月20日に口座引落						
賃料等の支払方法 口座引落						
委託会社名 (有)泉志川興産						

建物賃貸借契約書

貸借人 [Redacted]

貸借人 照屋 大河



**(有)泉志川興産**  
 静岡県沼津市みどり町4丁目20番23号  
 Tel. 974-4315 Fax 974-6126

本契約の締結を証するため、本契約書を通作証し、算入人及び算入人が記名押印の上、各自署名捺印する。  
平成24年6月28日

算入人 氏名 住所	TEL
算入人 氏名 住所	TEL (098) 3603
通書保証人 氏名 住所	TEL
通書保証人 氏名 住所	TEL

宅地建物取引業者 商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所所在地・TEL 免許証番号 免許年月日 氏名 登録番号 業所に係る事務所名 事務所所在地・TEL	A (有)具志川興産 (知念 富雄) うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315 (6)第 2492 号 平成23年 8月 22日 氏名 登録番号 (有)具志川興産 うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	B 商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所所在地・TEL 免許証番号 免許年月日 氏名 登録番号 業所に係る事務所名 事務所所在地・TEL
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

別添(6) 算入人署名捺印先

算入先 (氏名)	
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

別添(6) 算入人及び管理業者

算入人 氏名 住所	
管理業者 商号又は名称 所在地 算入住宅管理業者登録明細登録番号 全国賃貸不動産管理業協会会員番号 管理担当者 氏名 住所	(有)具志川興産 うるま市みどり町4-20-23 TEL (098) 974-4315 国土交通大臣( )第 号 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産管理士)登録番号

別添(7) 更新に関する事項

更新時事務手数料として5,000円はいただきます。

別添(8) 特約事項

・管理費は例年2台前回の台可とする。  
・看板設置は現場の算入人選給し、確認を取り締ります。  
・LUAとLUBの2つの算入人となり、LUAは算入人より使用費をとり、LUBは  
・LUAとLUBの2つの算入人となり、LUAは算入人より使用費をとり、LUBは  
・LUAとLUBの2つの算入人となり、LUAは算入人より使用費をとり、LUBは

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸主」という。)及び借主(以下「賃借人」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 賃借人及び賃借人は、頭書(7)に記載に従い、借置の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記載に従い、賃料を賃借人に支払わなければならない。

2 賃借人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には借置の上、賃料を改定することができる。

一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。

二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。

三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 賃借人は、本物件が存する建物・建物の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い賃借人に支払うものとする。

2 賃借人及び賃借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 賃借人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる借置の担保として、頭書(4)に記載する敷金を賃借人に預け入れるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることできない。

3 賃借人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、賃借人は、敷金の返還とあわせて借置の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの陳明)

第7条 賃借人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を陳明する。

一 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと

二 賃借人又は賃借人が法人の場合、自らの役員(職務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと

三 反社会的勢力が反社会的勢力を自己の名称を利用して、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは機械等又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なつてはならない。

3 賃借人は、賃借人の書面による承諾を得ることなく、転賃に供してはならない。

4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

5 賃借人は、敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

6 賃借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なつてはならない。

一 銃砲、刀剣類又は拳銃、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は搬出すること。

三 騒音等の迷惑行為を行つこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、賃借人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なつてはならない。

一 附設・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

二 附設・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(賃借人の管理義務)

第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 賃借人は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。

3 賃借人は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、賃借人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合は、その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に賃借人は、賃借人宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに賃借人に連絡のうえ、賃借人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。

5 賃借人は、他の追加設置、交換、複製を賃借人の承諾なく行なつてはならない。

(原状の変更)

- 第10条 賃借人が、本物件を前条第2項の事業内容に従い使用する上で必要な修繕費、付属施設の設置等を要する場合には、あらかじめ賃借人の承諾を得た上で賃借人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改修の必要が生じた場合、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 賃借人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき賃借人が修繕を行う場合は、賃借人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の完成を拒否することができない。
- 3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
  - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃借人に速やかに届出を提出し、修繕を受けるものとし、その届出が遅れて賃借人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第12条 賃借人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃借人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2か月以上怠ったとき
  - 二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用を負担を怠ったとき
- 2 賃借人は、賃借人が次に掲げる動向に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を前条第2項の事項以外の用に供したとき
  - 二 第8条(第9項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき
  - 三 入居時に、賃借人又は連帯保証人について告げた事項に重大な虚偽があったことが判明したとき
  - 四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき

五 銀行取引の停止

- 六 遺産手続の開始
- 七 民事再生手続の開始
- 八 会社更生手続の開始
- 九 特別清算手続の開始

- 3 賃借人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の規約に反する事実が判明したとき
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 賃借人は、賃借人が第8条第5項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

- 第13条 賃借人は、賃借人に対して1か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、賃借人は解約の申入れの日から1か月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃借人に支払うことにより、解約の申入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃借人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 賃借人は、明渡しの際、賃借人を受け取った本物件の鍵(複製した鍵があれば複製鍵を含む。)を賃借人に返還しなければならない。
- 4 本契約が終了時に本物件内に残置された賃借人の所有物が、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃借人はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を賃借人に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当りの原状に復せしめなければならない。
- 6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃借人に対して、賃貸借契約が解除された日又は明渡しした日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の相場に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 賃借人は、本物件の防火、本物件の構造の体金その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき賃借人の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を借り受けようとする者が本物件の用途をするときは、賃借人及び物件の用途をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができ、
- 4 賃借人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保管等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃借人は、賃借人の承諾を得ずに入入ったときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

- 第16条 賃借人は次の各号のいずれに該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更
  - 二 前条第6項に記載した管理業者の変更

(賃借人の通知義務)

- 第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号のいずれに該当するときは、直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。
- 一 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借人の財産と関係なく、第8条1項の定めに従ったとき
  - 二 長期に休業するとき
  - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
  - 四 連帯保証人の死亡又は解散

(遅延損害金)

- 第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1か月分につき1,000円を支払うものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、貸借人と連帯して、本契約から生じる貸借人の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、貸借人若しくは貸借人の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた貸借人又は貸借人の損害について、貸借人又は貸借人は互いにその責を負わないものとする。

(保証)

第21条 貸借人及び貸借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に依り、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する他方(原告)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、即書(8)に記載するとおりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のとおりとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
口座番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
口座名義	(有)具志川興産 代表取締役 具志川 富好		



経費区分 (事務費)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 5月15日発行)

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1909-8045-96470

2020年 4月ご請求分	
2020年 4月 30日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,665円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 照屋 大河 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

・充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)  
 ・充当金額 5,332円 携帯電話

印紙税申告納付につき乏  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 6月14日発行)

お客様電話番号等  
 (BILLING NUMBER)  
 お客様番号  
 (CUSTOMER NUMBER)  
 1909-8045-96470

2020年 5月ご請求分	
2020年 6月 1日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,645円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名  
 (CUSTOMER NAME)  
 照屋 大河 様

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account.

・充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)  
 ・充当金額 5,322円 携帯電話

印紙税申告納付につき乏  
 税務署承認済  
 NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

経費区分 (事務費)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2020年 7月13日発行)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)
1909-8045-96470

2020年 6月ご請求分	
2020年 6月 30日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	10,491円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
照屋 大河 様

記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 the following amount was transferred from your account.

◦ 充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)  
 ◦ 充当金額 5,245 円 ◦ 携帯電話

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70



経費区分 (事務費)

NTTファイナンス株式会社  
払込受領証

お客様名 照屋 大河 様
お客様番号 4908-0012-80892
請求年月 2020年 4月分
ご請求金額 ¥2,149-

上記の金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び、取扱日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄	07321 20.5.29 六原団地前 ファミリーマート	領収日付印
---------	---------------------------------------	-------

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 1,074 円  
固定電話

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名 照屋 大河 様
お客様番号 4908-0012-80892
2020年 5月ご請求分 金額(円) ¥2,149-
受取人 NTTファイナンス株式
お問合せ先 (無料) 0800-3335550

領収日付印  
2410  
20.5.11  
ローン中  
病院前店

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 1,074 円  
固定電話

NTTファイナンス株式会社  
払込受領証

お客様名 照屋 大河 様
お客様番号 4908-0012-80892
請求年月 2020年 6月分
ご請求金額 ¥4,319-

上記の金額を受領いたしました。  
※金額を訂正したものと及び、取扱日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄	取扱④ 241040 20.7.26 ローン中 病院前店	領収日付印
---------	------------------------------------------	-------

(お客様控)

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 2,159 円  
固定電話

領収証 (Receipt)

ご請求番号  
7091-150-028

お客さま氏名  
照屋 大河 様

金額  
2020年 4月  
8657円

NTTコミュニケーションズ株式会社  
ビルングカスタマセンタ  
料金お問合せ先(無料)  
0120-506100

収入印紙貼付欄	取扱④ 241040 20.6.02 ローン中 病院前店	領収日付印
---------	------------------------------------------	-------

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 4,328 円  
インターネット

領収証 (Receipt)

ご請求番号  
7091-150-028

お客さま氏名  
照屋 大河 様

金額  
2020年 5月  
8657円

NTTコミュニケーションズ株式会社  
ビルングカスタマセンタ  
料金お問合せ先(無料)  
0120-506100

収入印紙貼付欄	72040 70611 うるま喜 ファミリーマート	領収日付印
---------	------------------------------------	-------

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 4,328 円  
インターネット

領収証 (Receipt)

ご請求番号  
7091-150-028

お客さま氏名  
照屋 大河 様

金額  
2020年 6月  
8736円

NTTコミュニケーションズ株式会社  
ビルングカスタマセンタ  
料金お問合せ先(無料)  
0120-506100

収入印紙貼付欄	72008 20.7.03	領収日付印
---------	------------------	-------

• 充当割合 1/2  
(政党活動との区別が明確でないため)  
• 充当金額 4,368 円  
インターネット

経費区分 (事務費)

2020年06月25日 (木)

領 収 証  
照屋 大河様  
 ￥6,832-

上記正に領収しました (消費税等 621円を含みます)  
 メイクマン員志川店  
 沖縄県うるま市江洲648  
 TEL: 098-973-1141  
 明細部品名先頭の「\*」印は軽減税率8%適用商品です。  
 ※保管上のお願  
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者  
 0003-4280-9355

・充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)  
 ・充当金額 3,416 円 コピー用紙

領 収 証 No 007496  
 令和2年7月21日

照屋大河事務所 殿  
 金額 ￥57,299

入金内訳	
現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
振込	<input type="checkbox"/>
相殺	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/>
合計	

但し 6月請求分として  
 上記の金額正に領収致しました



有限会社 昭和事務機社  
 本 社 〒904-1111 沖縄県うるま市石川原36-3  
 TEL 098-965-0494 FAX 098-965-5100  
 那覇支店 〒902-0074 沖縄県那覇市仲井真3-7-3  
 TEL 098-987-4185 FAX 098-987-4186  
 嘉手納支店 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納235  
 TEL/FAX 098-956-5254

扱者

◎ 社印・扱者印のないもの並びに金額訂正をしたものは無効です

・充当割合 1/2 (政党活動との区別が明確でないため)  
 ・充当金額 28649 円



経費区分 (人件費)

領収証 照彦大河 様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥	1	2	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

但 4月分給与として  
 2022年5月1日 上記正に領収いたしました

内訳  
 現金 /  
 小切手 /  
 手形 /

消費税額等(%)

収入印紙

GR1614

・充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)  
 ・充当金額 96,000 円

領収証 照彦大河 様 No. \_\_\_\_\_

金額	¥	1	2	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

但 5月分給与として  
 2022年6月5日 上記正に領収いたしました

内訳  
 現金 /  
 小切手 /  
 手形 /

消費税額等(%)

収入印紙

GR1614

・充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)  
 ・充当金額 96,000 円

経費区分(人件費)

領収証		照尾大河 様		No. _____	
金額	¥120000				
内訳	但6月分給与代				
現金	昭和2年7月3日 上記正に領収いたしました				
小切手	/				
手形	/				
消費税額等(%)	/				
	[Redacted]				収入印紙
	[Redacted]				

GR1614

- 充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)
- 充当金額 96,000 円

## 令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 照屋 大河

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

照屋 大河



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

## 勤務実態申告票

【議員名 照屋 大河 】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集（新聞・書籍・資料等）</li> <li>・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等）</li> <li>・ 訪問先との連絡・調整等</li> </ul>	25%
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの		
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請陳情先の機関との連絡・調整</li> <li>・ 住民相談、意見交換の対応</li> <li>・ 要請文、陳情文の作成等</li> </ul>	10%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議・住民相談の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等）</li> <li>・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営等</li> </ul>	10%
	資料作成に係るもの		
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品、消耗品等の管理</li> <li>・ 電話、来客対応、議員への連絡調整</li> </ul>	35%
小計			80%
	政務活動以外の活動に係る職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政党の会議準備や資料作成</li> <li>・ 後援会の名簿管理</li> </ul>	20%

令和 2 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

照屋 大河



被雇用者



## 雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年4月1日 ~ 令和2年6月30日
主な就業場所	うるま市赤道 沖縄県議会議員 照屋大河事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時から午後5時まで (休憩時間12時~13時)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休
給与(賃金)	月給 120,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<input checked="" type="radio"/> 直接払い <input type="radio"/> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年4月1日

雇 用 者 氏名



被雇用者 氏名

照屋 大河



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。



